

国民年金保険料の納付についてのお知らせ

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月分の国民年金保険料は、月々「14,000 円」です。

保険料の「納付方法」のほか、「割引制度」などのお得な情報についてお知らせします。

納付方法

【現金支払い(納付書)】

「毎月納付」・「6カ月前納」・「1年前納」の納付書により納めてください。

前納希望の方は、「前納」と右側に記載された納付書をご使用ください。

【口座振替...4種類あります】

毎月納付(翌月末振替)

納期限(例えば、5月分の保険料は翌月の6月末日)に口座振替されます。割引はありません。

6カ月前納

毎年、4月末と10月末に6カ月分の保険料(例えば、4月末の振替は4～9月分)が振替されます。

1年前納

毎年、4月末に1年分(4月から翌年3月分)の保険料が振替されます。

平成19年度の1年前納および6カ月前納の申し込みについては、平成19年3月9日(社会保険事務所必着)で締め切らせていただきます。

毎月納付(当月末振替)

当月分の保険料を当月末に(例えば、5月分は5月末)振替されます。

納期限の1カ月前に納付いただくことになるため、割引が適用されます。

なお、この方法による振替の場合は、最初の振替月に2カ月分(前月分と当月分)が振替されます。

当月分の保険料は50円割引となります。

振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。前納(6カ月・1年)の納付期限および口座振替日は、平成19年5月1日です。

申し込み方法

「国民年金保険料口座振替納付申出書」(以上「申し込み用紙」という)は、各金融機関・社会保険事務所および三豊市役所市民課または各支所住民課に備え付けています。

申し込み用紙に基礎年金番号等必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、金融機関または香川社会保険事務局善通寺事務所へ申し込みください。

また、申し込み用紙は社会保険庁ホームページからもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、直接社会保険事務所へ申し込み、または送付してください。http://www.sia.go.jp

なお、口座振替が開始されるまで、お申し込み後1～2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでの間は現金で納付していただくこととなりますのでご了承ください。

割引制度

お得な保険料の前納(まとめて前払い)がおすすめです！
納付方法によって支払額も違います。

平成 19 年度	1 カ月	6 カ月	1 年
現金支払(月々)	14,100 円	84,600 円	169,200 円
現金支払(前納) 【割引額】	-	83,910 円 【690 円】	166,200 円 【3,000 円】
口座振替(前納) 【割引額】	14,050 円 【50 円】	83,640 円 【960 円】	165,650 円 【3,550 円】

国民年金は「お得」な制度です。「払い損」ではありません。

老後をずっと支える終身の年金...生きている限り年金が受け取れる一生の保障です。
不測の事態に備える保険としての年金...公的年金制度の障害・遺族年金は20人に1人が受給
納めた保険料分は税金の負担が軽減...納めた保険料は、全額が税控除の対象となります。
生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

(20歳(1985年生) 保険料1,200万円 → 年金額 2,100万円(1.7倍))
 (50歳(1955年生) 保険料 600万円 → 年金額 1,400万円(2.3倍))

納付期間、平均余命、物価上昇率など一定の条件のもとに厚生労働省が試算(平成16年)したものです。

問い合わせ 三豊市役所 市民課 国民年金係 62-1118
香川社会保険事務局善通寺事務所 0877-62-1660

付加保険料

の納付もおすすめてです！

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります。付加年金は「200円×納付月数」で計算されるため、2年以上の受給で支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

なお、付加保険料を納付される場合は、定額保険料(14,100円)を納付していただくことが条件となります。

国民健康保険の保険証更新が近づきました

新保険証は各世帯に郵送します

国民健康保険に加入している皆さんが、現在使用している国民健康保険被保険者証および退職被保険者証は、有効期限が3月31日までになっています。

新しい保険証は3月下旬に各世帯へ郵送します。

ただし、学生用保険証「マル学」、ご家族とは別の保険証「遠隔地」をご使用の方は更新手続きが必要です。最寄りの支所住民課で手続きを行ってください。



旧保険証は4月2日以降に最寄りの支所住民課まで返却してください。

「マル学」・「遠隔地」保険証の更新に必要なもの

「マル学」……世帯と本人の保険証、学生証のコピー(または在学証明書) 印鑑
(新規の学生は4月2日以降に受付を始めます)

「遠隔地」……世帯と本人の保険証、印鑑

「マル学」、「遠隔地」以外で更新手続きが必要な方には、別途通知します。

国保の届け出は14日以内に!

春は就職、転職、転入、転出など異動の多い時期です、忘れずに国保の手続きを行ってください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入したとき	印鑑、転出証明書 転入手続きをとってください
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、預金通帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、加入した健康保険の保険証
	生活保護を受けようになったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの、預金通帳
	外国籍の方が脱退するとき	国民健康保険被保険者証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき / 世帯を一緒にしたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証など)
	旅行や出張により長期間住所を離れるため、もう1枚の国民健康保険被保険者証が必要なとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
就学により世帯を離れているため、もう1枚の国民健康保険被保険者証が必要なとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、在学証明書など	

国保に加入するときの手続きの際に、同一世帯で既に国保加入者がいる場合は、その保険証もお持ちください。職場の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きの際には、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳もご用意ください。

届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、保険税は被保険者の資格を得た日までさかのぼって納めなければなりません(遡及賦課)。その間にかかった医療費は全額自己負担になります。

また、国保をやめるとき届け出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともあります。

上記の表のような異動があったときには、必ず14日以内に届け出ましょう。

